



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	朝鮮の契とプマシ
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Description	「民族学研究」 27-3、抜刷。著作集 V巻校正ゲラ。
Citation	民族学研究, 27(3)
Issue Date	1963-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/77422
Type	journal article
File Information	B013_0202p9298.pdf



③

朝鮮の契とプマシ

鈴木栄太郎

**The *Kei* (契) and the *Pumashi* Associations
in the Korean Rural Community**

SUZUKI Eitarō

民族学研究第27巻第3号抜刷

朝鮮の契とプマシ

鈴木 栄 太 郎

The Kei (契) and the Pumashi Associations
in the Korean Rural Community

SUZUKI Eitarô

The Kei association in Korea is very similar in structure and function to the Kô (講) group in Japan. The same is true of the Pumashi in Korea and the Yui in Japan. The Kei and the Kô associations offer efficient and reasonable ways for financial cooperation when it is needed by the community, while the Pumashi and the Yui are applied to solve the problem of labor cooperation. All four groups are apparently based on the supposition that all human beings are equal.

How and when does the Kei association work? According to the rules of the Kei, each member is required to contribute a certain amount of property whenever it is needed by the community to accomplish any communal work; every person who satisfies the requirement is in turn guaranteed a perfectly equal right. Thus the Kei group is undoubtedly financial in character.

Whatever other object it may have, an association which is organized to meet the financial needs of the community falls in to the category of the Kei groups. The Kô association in Japan solves communal financial problems in exactly the same way, although some cultural differences may exist between the two groups.

This argument applies with the same cogency to the relationship between the Pumashi and the Yui associations. Both represent a method of labor cooperation although are some cultural differences. According to the rules of Pumashi, if A offers his labor to B, B is required to return the equivalent labor to A. This principle extends to mutual help among more than three members of the Pumashi group; the value of the labor is calculated in accordance with the differences in sex and years of age of the laborer.

て来た。

私は朝鮮に行く前に、日本農村で見出した10種の社会集団の枠をそのままに用いて、朝鮮の各地の農村を調査して見たのであるが、当時私の所謂階級的集団として認む可きものは、朝鮮には全然見当らず、それと共に、村落自営集団とはう可き一つの新しい枠を見出した。そんな訳で朝鮮でも、都合10種の集団が農村生活研究のための社会的枠をなしていた。そしてそれ以外の枠は朝鮮にも存しないと思った。

私が朝鮮における10種の農村社会集団の各々について概説を試みたのが「朝鮮農村社会集団について」の一文である。私は今この一文の中から、契とプマシに関する部分を取り出して、それをそのまま資料として用いて、

朝鮮総督府発行『調査月報』は、終戦まで主として総督府関係の官庁調査の報告を集めているものであった。この『月報』は日本の一般の読者の眼には殆どふれていないものであった。私はこの『月報』の昭和18年9月号、11月号、12月号の3号に亘って、「朝鮮農村社会集団に就いて」を書いた。これは私が朝鮮で過した数年間の中に書いた、一番まとまった朝鮮農村研究報告である。この一文を公にした時、私は私の朝鮮農村社会学の体系的論稿の半分以上の業を完成した様に思った。私は『調査月報』のこの3冊と、朝鮮年中行事の研究の調査手記だけは、朝鮮から引揚げる時リュックサックに入れて背負

日本の講とユイとの関係を論じているのが本文である。然し主張の根拠として示す可きものを、私は今手元にはこの外には何もっていない。

私が何故に契とプマンを特にとり出したかについては、私自身にとっては特に理由ある事である。終戦後私は都市を研究の中心問題にするに及び、人間協力組織の合理性と云うことが問題となり、日本農村の講とユイ、朝鮮農村の契とプマンには深い興味を感ずるに至ったのである。¹⁾

この一文は第二次世界大戦頃までの事実について述べているものである。

朝鮮の契は日本の講と同一の構造と機能をもつ制度であると、一応割り切って考えても余り無理ではない。

私は嘗て日本における講を色々の見地から分類してみた事がある。それは、講がその種類において多種多様であるから、色々の見地から分類する事により、講の全貌を正しく理解する為であったが、朝鮮の契は日本の講より、其組織や機能において更に多種多様の様である。

集団としての組織化の程度においても、契には様々の段階の別が多い。田畑等一定の財産を持ち、何百年も存続して来て、なお子々孫々に伝えんとしている様な契もある。宗契門契の内にかくの如きものがある。公共事業の為の洞契の中に、扶助を目的とする誼契の中に、永久存続の契がある。日本の近隣集団の共同信仰の為の講にそんな性質のものを見たが、朝鮮の契の中にはそんな長期存続の私的なものは多い。冠婚喪祭の為の契や産業の為の契には、永久存続のものと、一定期間存続のものがある。貯蓄金融に関する契は、殆ど皆存続期間が限定されている。朝鮮の契は日本の講に比して組織の合理化の程度が幾分進んでいる様に見られる。座首などと呼ばれる一人の役員が、万事ことを処理する様な契もあるが、余り大きくもない契に仰々しく役員が互選されているものが多い。然し契には一般に形式的な規約はなく、一定の不文律を認め合って運営している。契は其名称だけでも数百に及ぶと云われているが、何れの契にも契としての伝統的な不文律がある。その事は日本の講においても大体同様に云える。

日本の講は、講員の性質によって、性別、年齢階層別、職業別、社会階級別に分類する事が出来るが、契も矢張

りかくの如き種別によって分類する事が出来る。朝鮮では婦人が家庭外で社会的な関係を結ぶ機会が甚だ少ないので、婦人だけの契は極めて少ないが、然し娘の婚姻の費用積立の意味の婚姻契は存している。然し、契は殆ど皆男子の契である。念仏講は婆々サ講で、嫁そしり講と云はれる日本の婦人の講と少し事情が異なるのは、契と講の別からではない。同甲契や老人契の如きは、其名によって分る様に、年齢階層による契であるが、これも日本の講にも存してはいるが朝鮮における程多くはない。少し事情が異っている。これも老人や年序制の社会的意味が、朝鮮と日本の間に異なるところがある事によるものと思われる。農民が組織している農業上の契は、多数存しているが、漁業契や鉄店契は同業者の契である。崔負商の契は露店商の同業者の契で、これも朝鮮人社会に大きな意味をもっている定期市の在り方に結びついている。朝鮮固有のものである。詩契、射享契、郷約契等は、何れも両班儒林の契であるが、両班儒林の在り方が歴史的・個性的のものであるだけに、それ等の契も朝鮮に固有の存在である。

契と講には相通ずる性格が多分に認められる事はたしかであるが、然し契と名づけられている個々の集団について観察して見ると、朝鮮の契に対応するものが日本の講には見られないものがあるし、名目は同じでも意味は甚だしく異っている場合も多い様である。朝鮮と日本とは歴史的個性が完全に異っているのであるから、それぞれの社会によって同一の事柄も意味が異なり、評価も別であるのは当然である。両班儒林の社会的位座、即ち両班儒林の認め方感じ方は、朝鮮人社会には固有のものがある。老人に対する態度も、婦人に対する態度も、朝鮮と日本とは驚く程異っている事を、私は充分に会得していた。にも拘らず、朝鮮の契と日本の講は、たしかに別種の文化ではないと思った。けれども、朝鮮における社会文化は何もかも特有の歴史的所産であるとのみは云えないことを、どうして立証し得るか。どんな社会文化のどんな部分に共通なものが存するのであるか。

朝鮮の民衆に契の知識や活動に習熟する機会を最も多く与へ、契の制度を生活の各方面にまで活用し普及せしむるに至ったのは、高麗朝末期から起った貢租組合としての契の発達であった様である。軍布契がそれである。この種の貢物契は、日韓合併頃までつづき、官民合力でそれを育成して来た事は、契の歴史の上に注意す可き点である。日本の講には其例を余り見ない、公共事業や社会事業を目的とする契の著しく多い事や、契が主として旧洞里内の住民によって組織されている事や、講と同じ

(1) 終戦前に得た資料をそのまま用いてはいるが、こゝで特に取り上げている方法論に関する考えは新しいものである。

25

く相互扶助的性質をもつものが多い事や、同業組合的乃至金融組織的のものが多い事など、貢物契の長い経験の中から当然に成長して来たものと思われる。

朝鮮で最も一般に多く存していた契は、洞契と婚葬契と取利契と宗契であったのではないと思われる。洞契は、旧洞里、即ち自然村の住民が、その旧洞里の村落自治的^①目的^②に造る契であり、これは日本の講にその類例を窺めるなら東北地方の契約講は洞契に近い。日本の講のうちには、それが発展して農家小組合の形態をとるに至ったものがあるが、かくの如き講はむしろ同業組合的のものであって、公共事業的乃至村落自治的性質はもっていなかった。洞契は、公共事業的村落自治的^③と云う点に、その最も基本的な特性をもっている。書堂維持の^④為^⑤の学契も亦同様の性質のものである。

婚葬契、特に喪祭に関する^⑥為^⑦親契とか喪具契の如きは、宗教的と云う範疇の中に入るべきものの様に思われるが、然し實質上はそうでない様である。宗教的経験を共同する^⑧為^⑨の契ではなく、単に喪祭の費用を相互に扶助し合う^⑩為^⑪の相互保険的な契に外ならぬ。それは産業上の相互扶助の^⑫為^⑬の牛契や金融契などと、その性質において同一のものである。日本の講の中に宗教的機能を営む^⑭講が存すると^⑮云うのは、宗教的経験を共同する^⑯為^⑰の講であって、出資の負担と^⑱云う事はあっても、財力の相互扶助と^⑲云う事は忘れられている場合が多い。同族関係によって組織される宗契又は門契は、主として祖先の祭祀共同の^⑳為^㉑の契であるから、これこそ宗教的であると考えられるが、簡単にそうばかりも云えない様である。

取利契は、親なし無屋よりももっと徹底した打算利殖の^㉒為^㉓の契である。取利契は、何人かの人が共同出資して高利貸の業を共同経営する組織であって、契の性格の一面を徹底しているものである。この場合の貸借関係には、相互扶助的な性格は表面には殆ど見られない。私などは日本における営業無尽は講の範疇の中には入れていないのであるが、その営業無尽といえども、なお幾分相互扶助的信義的性格が経営の手法の中に存している。

娯楽教養に関する契は、今日では殆ど存していない。儒林の生活内容が著しく変って来た事^㉔や、学校教育機関の進歩などにもとづくものである事も明らかである。

朝鮮の契と日本の講を比較して見ると、朝鮮と日本とは歴史が異なり、社会生活が別々であるから、契と講も当然に異っている。契集団と講集団は各々異った背景をもつだけに色も形も異って見える。にも拘らず、契と講とは決して別ものではないと思われるのは何故である

か。

私が窮極に見究めたいのは、実は契そのものであり講そのものであって、契集団講集団ではないのである。けれども契はいつも契集団として現われるし、講もいつも講集団として現われている。集団と結びついていない契とは何であるか。それは契制又は契法と^㉕云うべきものであろう。財物による協力の一つの方法又は方式である。ある集団が契の方式を採用する時、その集団は契集団と見做される。講についても同様の事が云える。契集団は財物の処理に契の方式を用いている集団である。私などの眼に契として現はれるものは、集団に結びついていないもの、即ち契集団ばかりである。

故に私等は、集団をなしている契集団や講集団の観察を通して、契や講の機能を見ようとしたのであるが、それはあくまで契集団の機能であり講集団の機能であって、契又は講の機能ではない。

私などが直接に観察し得る個々の集団は、皆民族の生活の内に、民族の歴史の上に発生しているものであるから、それ等の集団には皆民族の歴史と個性がしみこんでいる。だから契集団と講集団は、色彩も形態も異っている。にも拘らず契集団と講集団には見落しがたい共通のものが認められるのは、財物処理の方式として殆ど同一と思われる契方式と講方式が用いられているからである。人間協力の関係の中で、財物による協力の関係は、最も不愉快なイザコザをあとで生じやすい困難な故に、最も合理性を必要とする協力であろうが、それに一応の方式を示したのが契又は講であつたと思はれる。

然らば契又は講による方式とは何であるか。契又は講は財力による協力の方式であって、協力に参加する人の力を皆対等と認める事を合理と解せんとする信仰の上に立つものであって、甲も乙も対等に出資し、対等にその効果の分配をうくる事が出来ると^㉖云う原則である。この当然と思われる原則が当然でなかった社会環境の中に、契や講が執拗に存在して来た理由があつたと思はれる。

契^㉗は講の機能を、契集団^㉘は講集団の機能によって認識する事の困難なる事、まして契集団の名称によって契の機能を単純に察知する事の無意義なる事は知るべきである。

私はかつて日本の講の研究においてこの愚を犯し、次朝鮮の契の研究においても同一の愚を重ねた。然しこの愚を重ねた結果、契集団の中より契方式を分離し、契集団と契方式を別々に取り扱うべきことを知り、方式としての契の文化を理解する事に一歩進む事が出来た。そして方式としての契と講は同一のものであると見ても、余

の様である。それ程古くからの制度でありながら、日本でも朝鮮でも中国でも、第二次世界大戦当時までは明らかに用いられていた制度である。この制度はどの民族に始まって、どんな経路で他の民族に伝はって行ったかの究明も、興味ある問題であるが、甚だ古くからのこの制度が、最近に至るまで甚だ長い間を別にする日本、朝鮮、中国に共通に存続して来た事の意義の理解は、もっと大きな問題である。

講や契は財物による協力の合理的制度、次に述べんとする朝鮮のプマシは、日本のユイと共に、労役による協力の合理的制度である。何れも生業における協力の合理性に直結しているものである。暴力と愛憎が強く支配し、個人の力の評価の差が大きく現はれがちな村落的社会に、各人皆平等に一口の出資負担を当然と定め、又如何なる人の一口も皆一様に一口としての価値だけを認めると云う定めは、甚だ冷厳な合理的な定めである。人を皆平等と見る見方を原則的に認めようとしているものである。この原則を認める事は人間協力の合理的秩序の発展には、何としても不可欠であったのであろう。

契が財物による協力の合理的方式であるのに対して、プマシは労役による協力の合理的な方式である。

第二次大戦当時頃までに朝鮮の農村に見られた、労役による協力の合理的な制度としては、ツレとプマシが主である。プマシは戦事中にもなお盛んに行われていたが、ツレは当時数年前より余り多く見られなくなっていたものである。ツレは中南鮮の米作地帯に、プマシは全鮮に、特に畑作地方に発達している様であった。一九六三年現在ではプマシが南鮮だけに稀に見られるのみの様である。日本のユイは明らかにプマシと同形同質のものであるが、ツレと混同されている場合も多い様である。

ツレは、部落内の農耕者が出揃って、部落内の全耕地に一斉に共同作業する組織である。ツレに参加する事に、部落の社会意識は強く拘束する。そこにツレの最も大きな特性がある。耕地は部落内の個々の経営者の利害によって経営されているのではあるが、ツレの共同作業の対象としては、部落内の全耕地が一個の作業地と見做される。その意味において、ツレは共同体的性格を甚だ著しく持っているものである。けれども、現在における土地所有の形式や耕地経営の形態が、右の如き共同作業の形式をそれだけに終らしむる筈はなく、共同作業は部落民が一体となって部落内の耕地を一体として一応作業はするけれども、経済生活が家を単位としているから、

この共同作業の結果は個々の家別に合理的に整理される必要が生ずるのである。即ち、経営耕地の地積の大小、及び家族労働力の大小が、個々の家について正確に算出され、自家の耕地に投下すべき労働量以上をツレの共同作業に提供した家は、其余剰の労働力に対して労賃を受けるし、以下を提供した家は、それだけの労賃を支払う事になっている。貧農がツレに参加して労賃をうける場合には、自分を被雇人の地位に置く事なく、一般の部落民と対等の立場を保持しつつ、労賃をうける事になる。雇主と被雇人との関係を作る事なくして、労賃を得られる制度である。村人を皆対等の地位に保ちつつ、しかも賃銀制をその内に含んでいる組織である。労働を村に売り、村から賃銀をうける制度である。病氣その他の理由でその際労働力を提供し得ない家も、労賃を出す事によってツレの作業を受けることが出来るのである。これは村に労賃を出して村から労働をうける事になるのである。労賃を出す事によってツレの作業をうけると云うよりも、ツレの作業を受けるので其労賃を出す云うのが、事実に近い表現であろう。忠清北道のある地方では、ツレの総決算の時に出来た労賃は、洞即ち部落の財産に入れた事もあると云う事であった。ツレの総決算の時に出来た労賃とは、ツレの際自家の経営耕地に村から提供された労働量より、自家で提供した労働量を差し引いた差額に対する労賃であって、平均以上の大経営者によって支払われるものである。それは当然に小経営者に支払はれる労賃である。この労賃が小経営者にとって生活上重要な要素でない時には問題はないが、それが重要な要素であれば、それを部落の財産に加える事は自から問題となるであろう。自家の労働量は比較的大であるが、経営耕地が甚だしく狭少な貧農は、労賃に依存すること大であるから、ツレの労賃が自分に支払われなければ生活に困る場合も多いであろう。そうして見れば、ツレにおける労賃が部落の財産になる様な場合は、甚だしい零細農が部落にいない様な場合においてのみ可能なのであろう。一般にはツレの総決算の場合、労賃は正確に各戸別に算定されて支払はれる。ツレの労賃が部落の財産となる様な場合は稀な例であろうが、然しツレの性格の一面を最もよく現はしているものである。

並はずれて大きい地主がツレの総決算の時に支払う労賃は、もし他の農民が大体平均している場合には、洗鉢宴(慰労会)の費用になったり、部落財産になったりする公算は大きいであろう。然しツレは部落内の各戸の経営耕地面積が平均している様な場合に、最も都合よい制度の様に思われる。その平均が失われ、労賃によって生

活する者が部落内に多く出来ている場合に現はれる、一種の共同耕作の組織として、コヂ(雇只)の制度がある。

コヂ制度とは、窮迫せる農民が一同となって、連帯責任において大きな農業経営者と労働請負の契約を結び、春窮期に労賃の一部を前借して、それによって其場の生活の窮乏を充たし、農繁期に至れば契約した労働を提供するものである。単独の個人が右と同じ様に請負労働の契約を結ぶ場合もコヂと云うところもあるが、コヂ制度の特性は、その団体契約と共同作業の点にある様である。作業の一種目のみを請負うものと、植えつけから刈入れまでの全作業種目について契約を結ぶものもある。コヂ制度も相当古くから存すると云われているが、経営耕地を持たない農民があれば、そこにはコヂ制度は当然におこる。然しコヂ制度とツレ制度とは、村落の性格の全く相異ったものを予想せしむるものである。

ツレには農旗農楽はつきものである。その整然たる隊組織と、個人の恣意を許さない全体の統一の意志が、此農旗農楽に象徴されている。共同作業共同食事もツレにはつきものである。それは生活共同体としての村落の性格を如実に象徴しているものの様に考えられる。ツレの除草作業が一応全部終了した頃、ホミシセ(洗鋤宴)の行事がある。ツレ軍に参加した部落内の全農民が、林の中か野原に集まって、酒食を共にし、存分に放歌乱舞し、一日を観楽の中に過すのである。そこには村落共同体そのものの感情の昂奮が見られる様である。

凡そツレから受ける印象は、部落民は一体であると云う感じである。各戸の経営耕地面積が、部落内で略々均等に近い場合には、ツレが行はれ、コヂも平行して行われ得る。然しこの均等の関係が著しく乱れて来れば、ツレの存続は困難となるであろう。

プマンは日本のユイと同じ様な制度で、甲が乙や丙から労力の扶助を受けて、乙や丙に同様の労力を同量だけ返す組織である。プマンは二、三人で組む場合もあり、二十人、三十人にも及ぶ場合もあるが、一番多いのは矢張り二、三人、次が五、六人位である。小さい部落では一部落全部でプマンを組む場合もあるが、それはツレと殆ど同じ様なものになる。但しツレはやや公的な印象を与えるものであり、プマンは私的であると云う事が出来る様である。プマンは部落内の都合のよい人、特に親しい人の間に組まれる。プマンは労力の給付に対して必ず労力の反対給付を伴うものであって、漠然とした基準は存しているが、厳格に又打算的に交換を考える様な事は余りないのであって、慣習と道義が秩序を与えている。プマンは自家の労力に余る様な仕事がある場合には、何時

でも容易に組む事が出来るので、一年間を通じてプマンを組む場合は相当に多い。中鮮のある山村では、正月2月頃は、小人数で薪取りの為に、3、4月頃には田畑の鋤耕の為に、4、5月頃には肥料用の草刈の為に、又苗代の為に、5、6月には田植除草麦刈などの為に、7月には草刈薪取りの為に、8、9月には収獲の為に、10月には屋根葺、垣根の修築の為に、11、12月には薪取りの為に、何れもプマンを組むのである。一番多くプマンを組むのは田植えの時である。労力の換算率は、厳格なものではないが、人が牛を連れて来れば2人又は3人量に、又男女は同率に、又30才の壮丁と15才の少年とが同率に扱われる場合もある。織仕事などには婦人だけのプマンもある。

プマンの作業は大抵共同作業の形式をとる。単独で出来かねる仕事に対してプマンが組まれる場合が多いのであるからそれは当然である。又甲が乙に与へたと同一の種類の作業によって、乙は甲に扶助して返すとは決まっていなくても、同じ様な生産に従事し、同じ様な生活をしているのであるから、結局返す作業は扶助された作業と同じ様な作業であるのが常である。

日本のユイには、農事以外の家事に関係したものが相当に多い。味噌や醬油の製造や、粉挽きや餅搗きまで、ユイによって行ふところがあるが、これ等の作業に関するプマンは余り見られない様である。又ユイには、或る作業に関するその場限りのものと、比較的永続的に固定して存しているものがあるが、プマンには永続的なものは殆どない様である。日本における永続的なユイは、例えば屋根の葺き換えや婚葬の為のユイで、常存的なユイ仲間を結成しているものがあるが、日本の葺き換えや婚葬は、毎年どの家も同時期に行うと云う様なものではなく、家毎に何年置きかに順々に無限に行う様な性質のものであるから、ユイも無限に存続する性質をとるに至ったのであろう。朝鮮では屋根の葺き換えは、どの家も大体同時期に行うので、プマンも其場限りである。

プマンの時の食事は、朝食より夕食まで全部、又は中食だけを扶助を受けた家が出すのが常で、参加した家の老人や子供まで、食事だけ食べに集まっていた事もあった様であるが、終戦頃は食事は出さないのが多かった。

プマンは日本のユイと同じ様に、労力の交換と云えるが、扶助に与える規律であり礼であると解する事も出来る。扶けられたら扶けて返すべき礼儀を、制度化したものがプマンであり、ユイであるとも云える。後に残らぬ労力の扶助などは、制度化されなければ、親き仲の常として、礼を忘れる場合も多く、それが色々の不愉快な間

り誤りでない事を確認する事が出来た。

講や契は成員が皆財物を提供する事が必要な場合の協力の仕方であるから、凡そ財物の提供を全然伴わない協力は、講や契とはなり得ない。協力をなす活動の目的の種類、如何、協力者数の大小、協力の組織化の程度等にはかゝわりなく、ただその協力が財物の提供を伴う協力であって、契又は講の方式を採用する場合、その協力は契又は講の集団と認められる。

個々の民族社会の中で、人はその生活の必要から様々の協力団体を作り出しているが、それらの団体の中、特に財物がその団体活動に必要な事と認められた時、その財物はどのように得らるべきであるか、どの様に活用する可きであるか、最後にどの様に処分されるべきであるかを、契や講は教えている。財物は団員より平等に提供され、期待された協力活動に使用され、最後に、提供した人々に結果又は行績を平等に分配されるまでの合理的な手順を示しているのが契や講である、と云う事が出来る。

日本における講集団の一般的性格として、私は嘗て次の5つの性格を指摘した事がある。これ等の点は、朝鮮の契集団についても大体に云いえる様である。

- 1) 地域的制限を受けている事。
- 2) 共同社会的性質を有する事。
- 3) 冷徹なる合理性の存する事。
- 4) 各自出資負担を伴う事。
- 5) 成員が皆対等の権利を有する事。

契集団も講集団も共に自然村の範囲内に結成されているものが最も多いと云う事は、重要な意味をもつものである。契集団にも郷約契の如きは、旧郡を一円としたものがあり、欲契や門契の中には、自然村(旧洞里)の地域外に及んで結成されているものがある。然しその他の契集団は殆ど皆自然村内部において結ばれている。講集団も規模の大なる無尽講の中には、数部落に亘るものもあるが、信仰や娯楽や扶助救済に関するものはもとより、金融貯蓄を主とするものも、大部分は自然村内において結成されている。洞契や学契や松契と云われるものが旧洞里内の全戸を契員として居る様に、日本の講にも旧村の全戸を講員としている講はある。洞契又は洞約契は朝鮮の自然村の自治的統治組織とも云うべき機能を持つのであるが、それに対応する講集団は明らかに東北地方の契約講である。東北地方の契約講は朝鮮の郷約制度が村落自治制度としてそのまま東北地方に伝はったかの様である。朝鮮の洞約は日本の五人組と同じ朝鮮の五家統の制度の上に中国の儒学者の郷約理想案に従って朝鮮の

儒学者が作った村落自治制度である。五家統の制度は第二次大戦の当時には既に跡型もなく消滅している様に云はれていたが、私は江原道の山村で五家作統の話を土地の人に身近かな事として聞いた事がある。山本大膳の五人組帳前書に比すべきものに朝鮮の大儒学者であった李栗谷の作った「五家統節目」があるが朝鮮村落の自治規定としては完備している様に見えた。これは今より約三百年前に出来たもので、秀吉の朝鮮征伐で荒された朝鮮の農村の更生の為に活用されたものであるが、その後次第に廃滅した様である。五家作統は五家を一単位とせず一部落を一単位として活用されたと云う推定もある。洞約契が中国の儒学者の郷約の雛型の主旨によって出来ている事は明白である。この洞約契と東北の契約講との間にどんな関係があったか私は知らぬ。けれどもこゝでは単に方式としての契と講とが同形である丈でなく集団に結びついたまゝの形で同形であると思はれるのである。

共同社会的性格を有すると云う事は、面識者より出来ている集団であるから、信義と理解が秩序維持の基礎をなしている社会である。共同会食は彼等の間の感情的雰囲気や自覚を再生産させる重要な機会である。講集団にも契集団にも共同会食はつきものである。

冷徹なる合理性の存在とは、講組織契組織の中核的機能を物語っているものである。講も契も、その有する合理性の故に、存在の価値をもって来たと思われる。村落社会は、愛憎の感情と支配の暴圧が無制限に跋扈し得る社会であるからである。村落社会の存続の為に必要な最少限度の合理性は、講方式や契方式によって保たれねばならなかったであろう。

各自出資の負担を平等に伴う事、成員が皆対等の権利を有する事、この2点が講方式や契方式の合理性の内容をなすものである。人を皆対等に考えると云う事は、人の力の不同が眼についていた村落生活においては、驚く可き仮定であつたであろう。講や契は、人間平等の理想に合理性を認める一つの信仰の上に成立しているものである、と云う事が出来る。

朝鮮の契は、儒教倫理を實踐し、儀礼と契約を主とする朝鮮農村に、自から発達した制度であると云う見方は、契の一般的印象を物語っているものとして、味はうべき言葉ではあるが、協力の合理的方式として見る時、契は朝鮮に独特のものではない様である。日本において講と呼ぶもの、そしておそらく中国において合会と呼ぶもの、それと殆ど同一の社会文化的実体である。中国の合会は唐以前にその起原があると云われ、日本の講の起原も朝鮮の契の起原も、大体その頃までさかのぼり得るも

27

題の原因にもなると云う事を、永い間の村落の生活は充分に経験して来たのであろう。プマシも村落共同体の共同社会的な生活の内に成長したもので、これを個人主義的打算的な考へ方からのみで解釈して、単なる労力交換の制度とのみ見るのは意をつくさない感じもするものである。

コンクル（共会又は共屈）については、私は現地でその事例に全然接していないのであるが、ホミシセ或はそれに類する慰労宴の費用を調達する為に、部落内の農民が未だ除草を終えていない農家の水田の除草を共同で行い、その労賃を得る為に、共同労働する慣行であるとも云い、又部落内の重病人又は初喪の家の為に、部落内の農民が無報酬で共同で労働奉仕する慣習であるとも聞いている。

咸鏡北道下雲面明川洞における調査手記によると、ここでは病人で困る家の為には、尊位が全部落民を率いて除草などの作業を行ってやる。それをプグン（附近）と云う。一九四四年頃にはプグンは腰行はれていた。家の新築の時などにもプグンをやる。10才以下の死人のあった時もプグンでやる。プグンは家の建築、病人ある時、その他何か困る家の為に行うのであるが、最大規模の時は部落の長である尊位が命じて、公員が指揮して全部落民が労働奉仕する。

プマシもツレもコンクルもプグンもヒヤンドも、皆労働による協力の様々の制度である。その内プマシは単純な労力交換の制度である。ツレも労力交換の制度と見られ得るが、労力と財物の交換が含まれているだけに、一見して考えられる程に村落的ではない。プマシも、契における場合と同様に、プマシ方式とプマシ関係とを別けて考える事が、理解を進める上に便宜である。私等が直接に観察し得るものは、個々のプマシ関係であって、プマシ方式ではない。ここでも私等は、具体的に存する色々の目的の為のプマシ関係の社会的機能を観察して、それを直ちにプマシの機能と解すべきではない。

朝鮮のプマシに比し、日本のユイは結ばれている期間がはるかに長期的であるものも少なくなく、又生業以外の生活における労力交換に用いられているものが多い。プマシは大部分生業に関する労力協力で、その場限りの簡単な労力交換である場合が一般である。プマシとユイにはそんな相異点が認められる、と云う場合のプマシとユイは、プマシ関係、ユイ関係の意であって、プマシ方式、ユイ方式について云っているのではない。

朝鮮のプマシと日本のユイを比較するのに、プマシ関係とユイ関係を、共にそれぞれの歴史と民族に結びつけ

たまゝの形で比較する事が一応当然である事は勿論である。けれども、朝鮮のプマシ関係の中に認められるプマシ方式と、日本のユイ関係の中に認められるユイ方式との間に存する相通ずるものの存在を析出する事は文化の理解を進める事である。両者に相通ずるものは何であるかの問いに対して、それは人間平等の仮定の上に立つ協力の合理性であると言えないであらうか。プマシやユイにおける労働は、それを行う者が自分だけの考えで勝手に行う労働ではなく、又、相手に対する単なる好意による助力としての意味で行う労働でもなく、相手がその労働を認めて、それに対応するだけの労働量によって当然に返報をするであろう事を相互に認めて行う労働である。然し対応するだけの労働量は如何なる基準によって確認されるのであるか。最も重要な点はそこにある。何人も認める労働量算定の原則如何。プマシにおいては人の労働力は原則として皆対等であると見做される。これは驚く可き仮定である。プマシのプマシたる点はこの仮定を原則の基礎においている事であると思はれる。プマシは互に一と一の価値を認めあって行う労働協力方式であると云う事ができる。ユイも正にそうである。男と女の労働量の間、成年と子供の間、労働量には、そこに認むべき差等のある事を認めるのであるが、成年の男と成年の男との間に、又は女同志の間には差別はなく、対等に評価されている。これ等の考えは、人は皆対等と認めると云う原則の上に出来ているものである。成年と子供の差を認めるのは、人としての差等を認めるのではなく、労働力の自然の差を認めているだけである。人間平等の仮定の上に立つ合理的な労働力の評価である。

中国の幫工も、プマシやユイと同じ様な労力交換の制度の様である。幫工はプマシよりも更に単純な労力交換の制度である。これも古い起原の様である。

ユイとプマシと恐らく幫工も労役による合理的協力の方式であり、講と契と合会は財物による合理的協力の方式である。そこに見られる合理性は、人は皆平等であると見る仮定の上にきずかれている合理性だと思はれるのである。

合理的協力方式としてのこれ等の文化は、殆ど同一の構成のもので、民族社会の個性的歴史的発展の流れの上にありながらも、中国朝鮮日本に古くから共通に別々に存続して来たと思われるのである。共通に存して来た範域はもっと広いのかも知れぬ。

（本協会評議員・東洋大学教授）

（昭和三十三年三月「民族学研究」27巻3号）

8